

大船渡市防災観光交流センターアドバイザーボード設置要綱

(設置)

第1 大船渡市防災観光交流センター（以下「センター」という。）の運営等に関し必要な助言を得るため、大船渡市防災観光交流センターアドバイザーボード（以下「アドバイザーボード」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 アドバイザーボードは、次に掲げる事項について助言するものとする。

- (1) センターの運営及び活用に関する事項
- (2) その他センターに関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3 アドバイザーボードは、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4 アドバイザーボードに、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名するものとする。
- 3 委員長は、会務を総括し、アドバイザーボードを代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 アドバイザーボードの会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長を務める。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、議事の内容により、関連する委員で開催することができる。

(資料の提出の要求等)

第6 アドバイザーボードは、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7 アドバイザーボードの庶務は、大船渡駅周辺地区まちづくり担当部署において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。